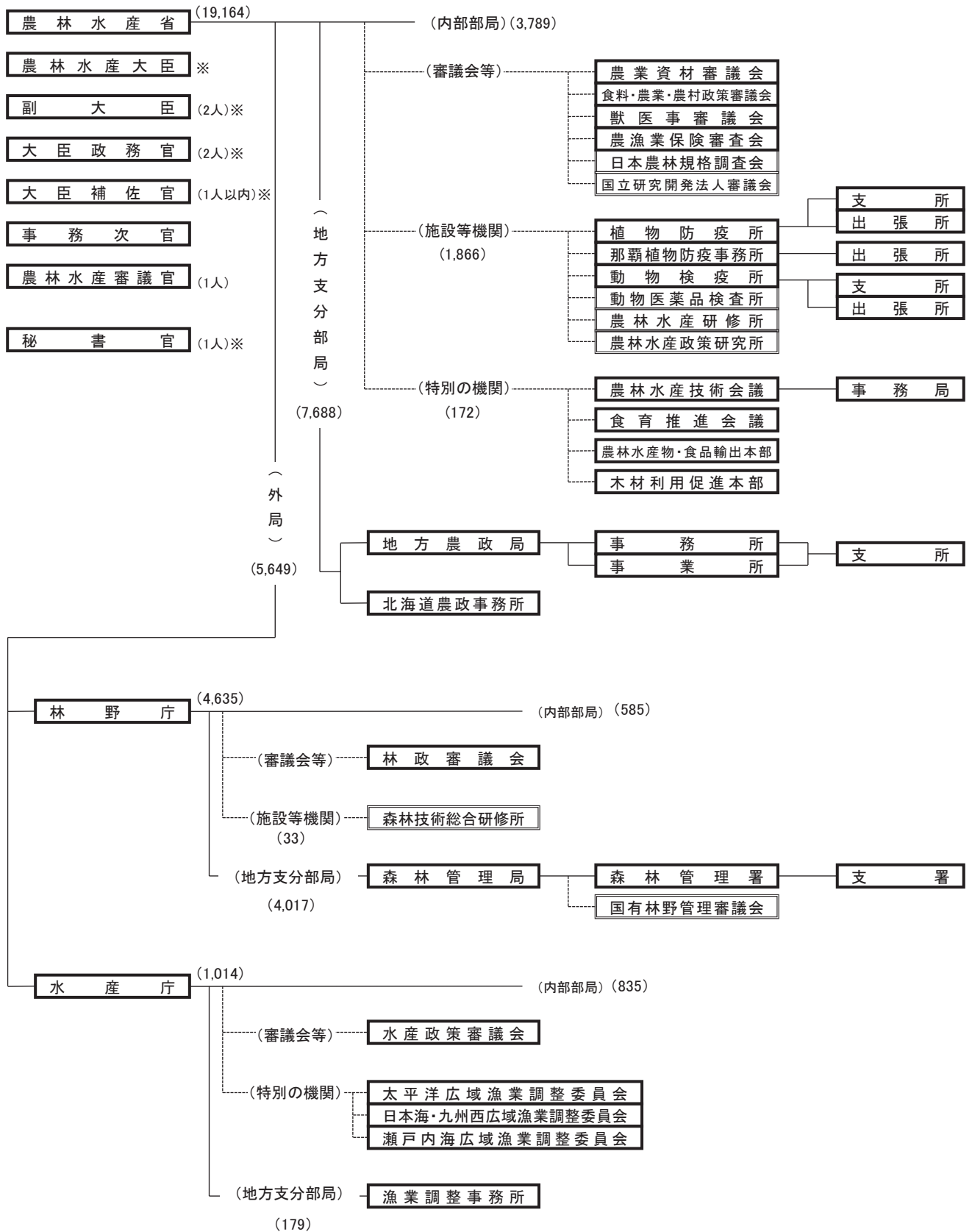
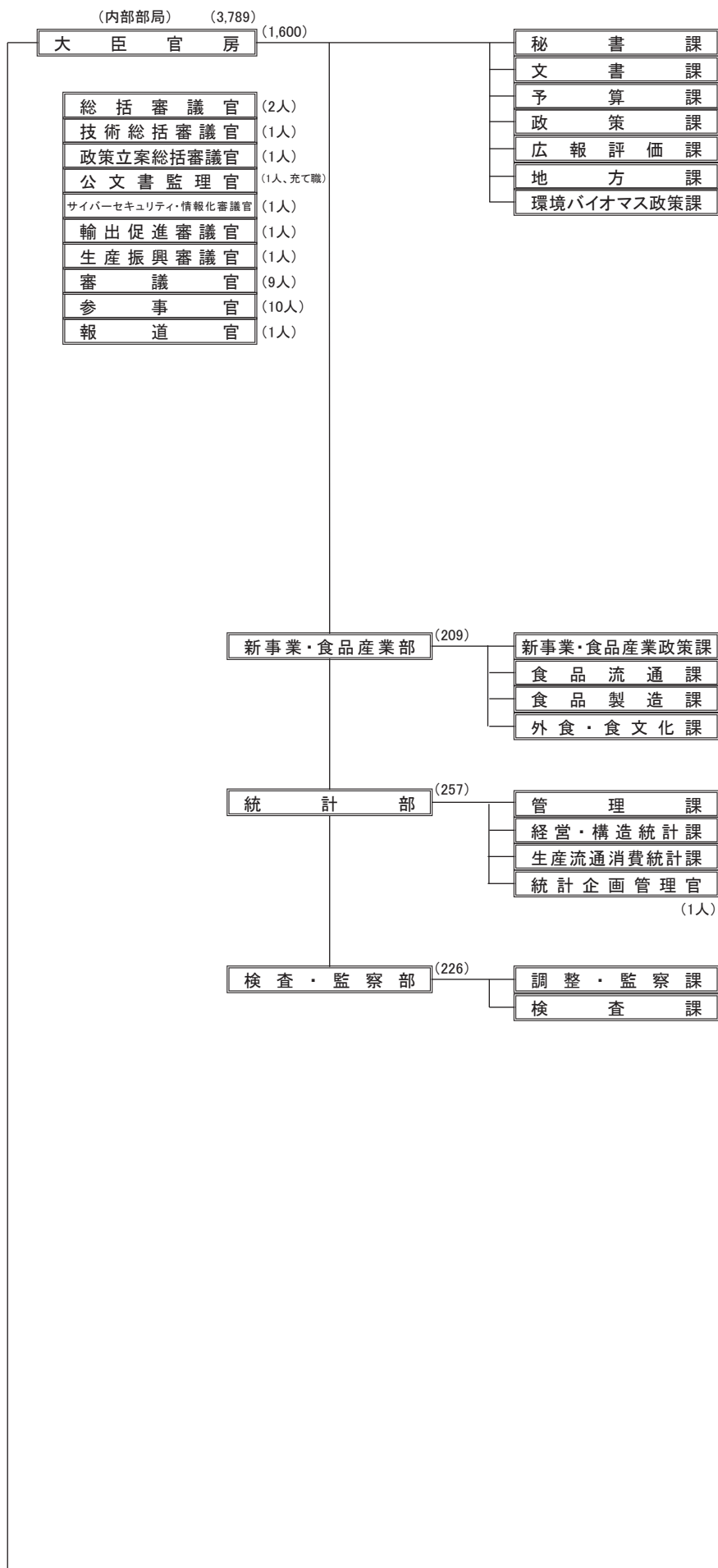
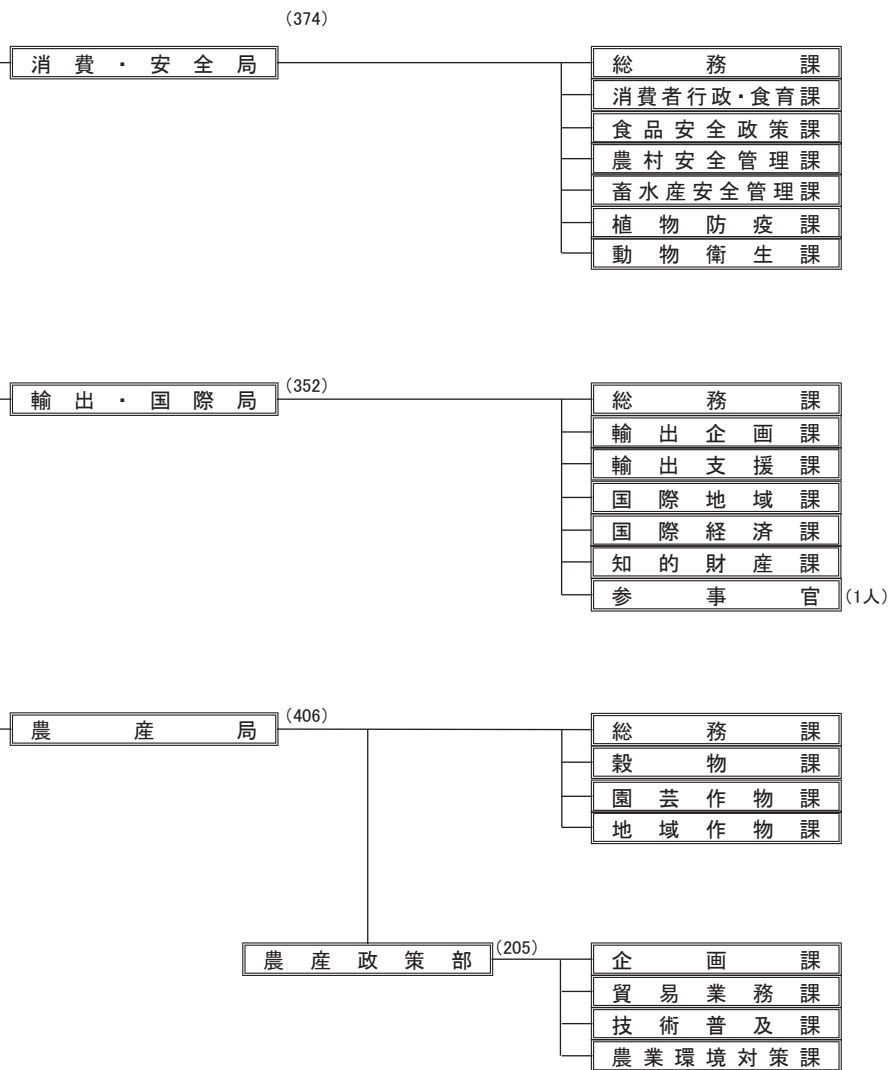


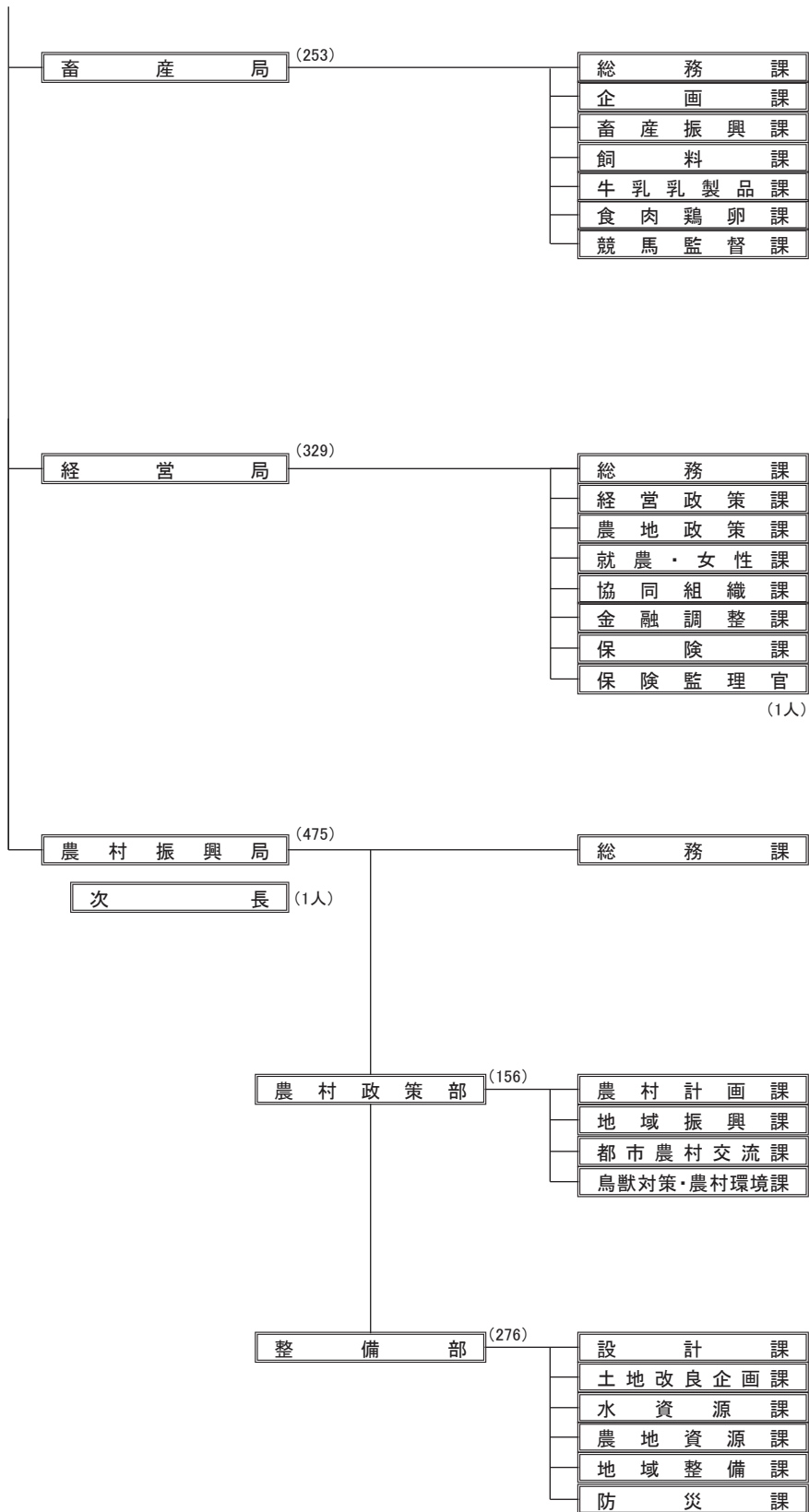
農林水産省

(総括図)

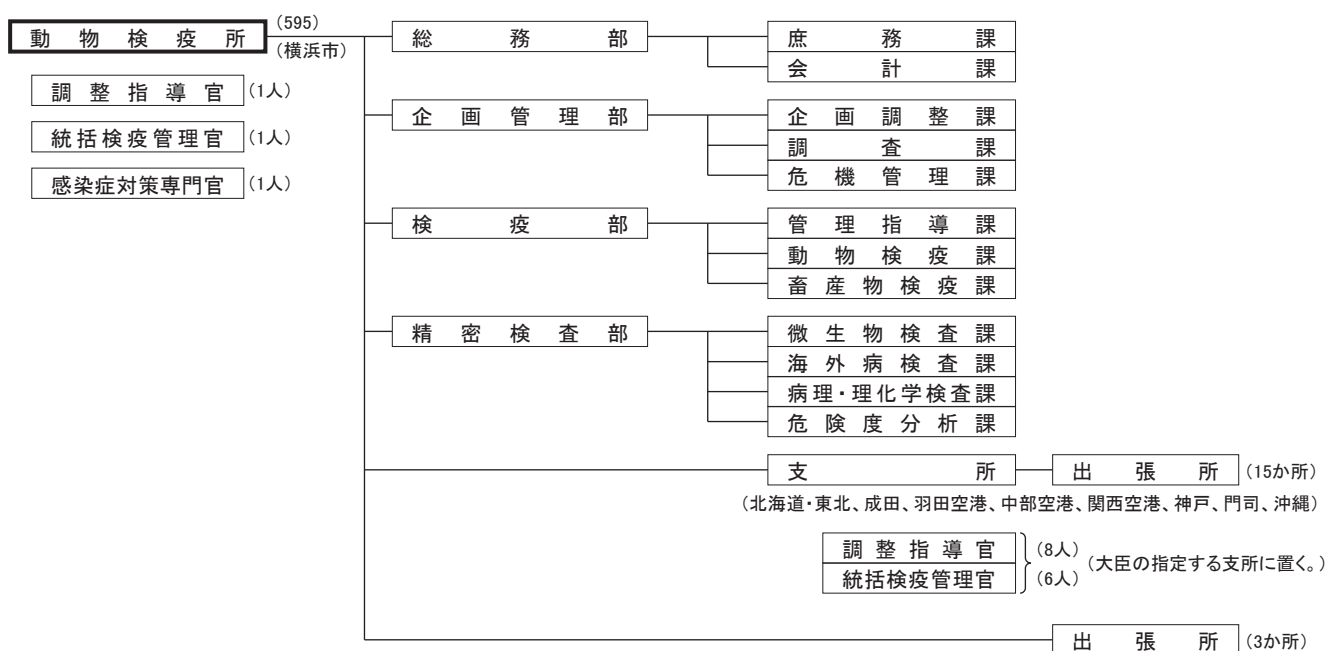
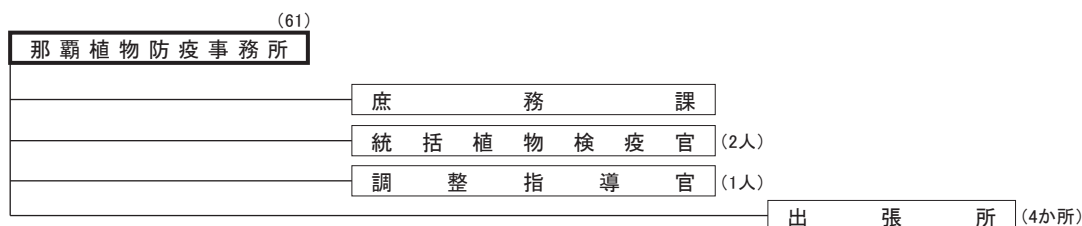
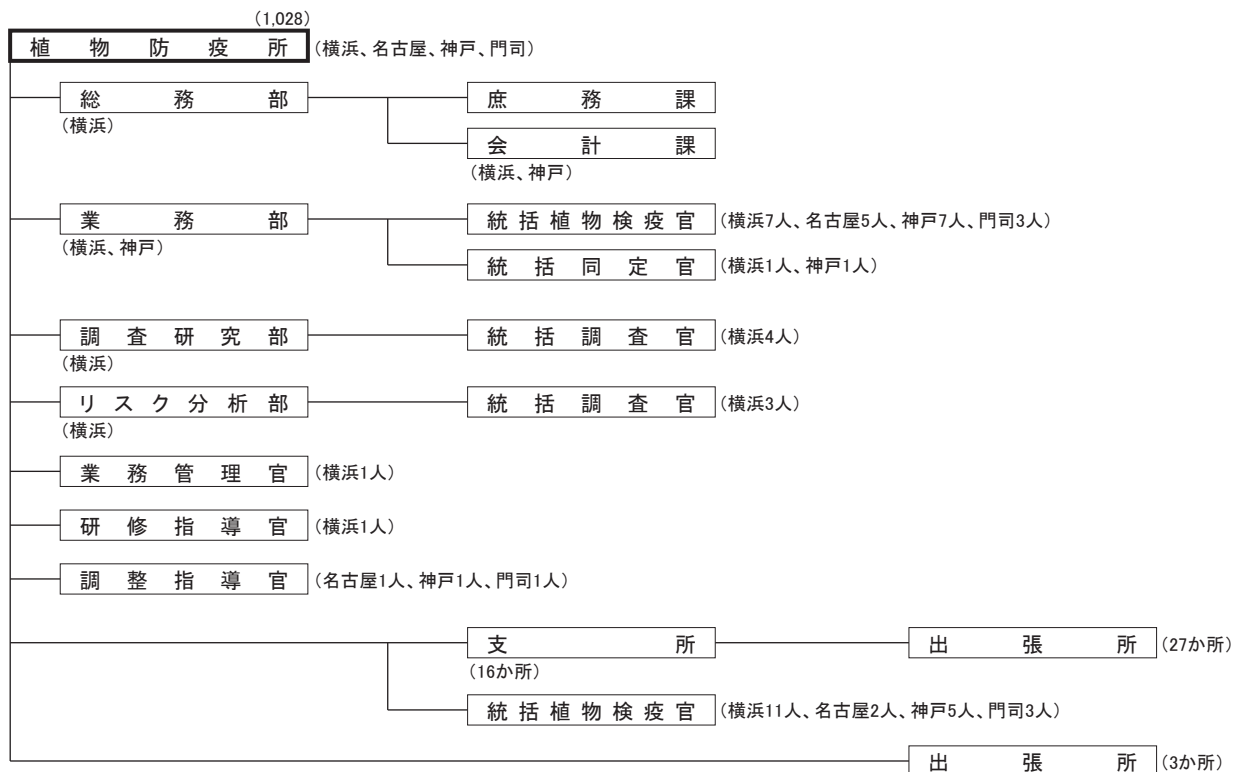


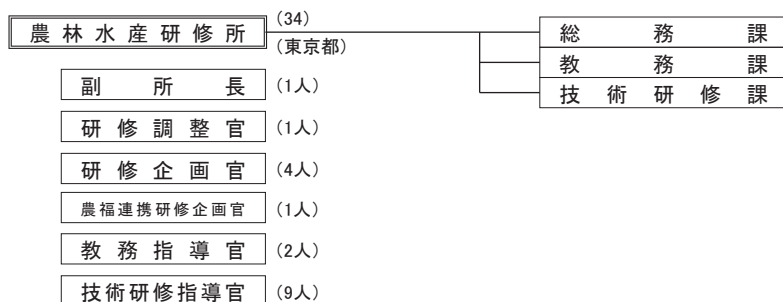
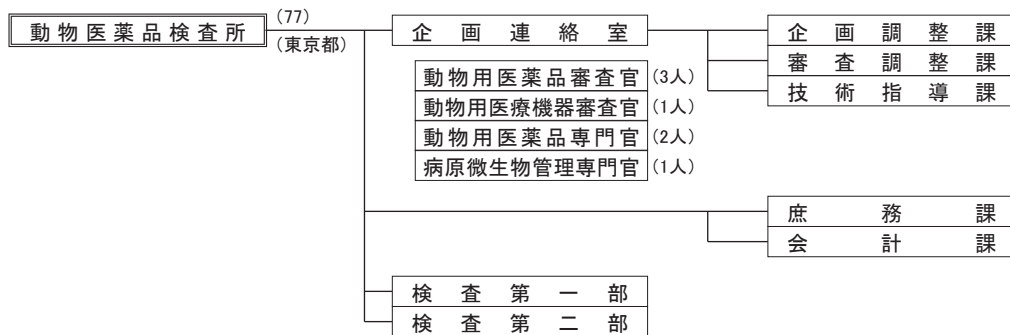




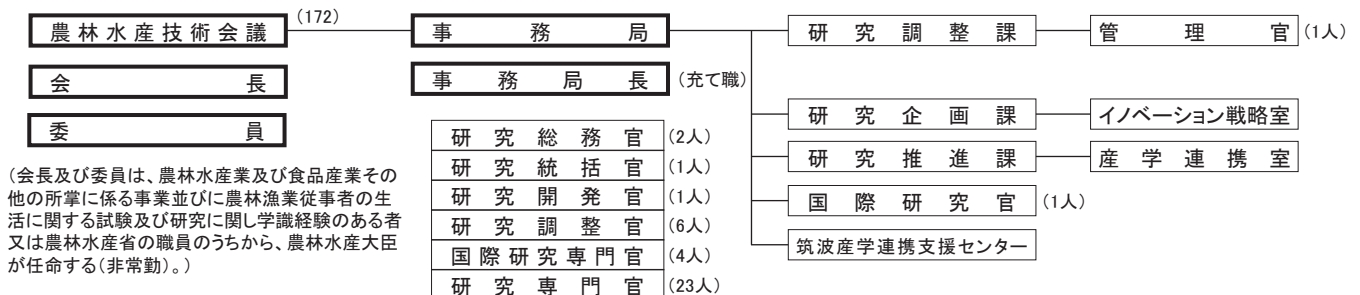


(施設等機関) (1,866)





(特別の機関) (172)



食育推進会議

会長 (農林水産大臣をもって充てる。)

委員 (25人以内、次に掲げる者をもって充てる。①農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者、②食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者 (非常勤))

農林水産物・食品輸出本部

農林水産物・食品輸出本部長 (農林水産大臣をもって充てる。)

農林水産物・食品輸出本部員 (次に掲げる者をもって充てる。①総務大臣、②外務大臣、③財務大臣、④厚生労働大臣、⑤経済産業大臣、⑥国土交通大臣、⑦①～⑥のほか、本部長以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する者)

木材利用促進本部

木材利用促進本部長 (農林水産大臣をもって充てる。)

木材利用促進本部員 (次に掲げる者をもって充てる。①総務大臣、②文部科学大臣、③経済産業大臣、④国土交通大臣、⑤環境大臣、⑥①～⑤のほか、本部長以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する者)

(地方支分部局) (7,688)

(7,245)

地方農政局

(東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州)

次長 (各2人)

地方参事官 (60人)

副地方参事官 (東北5人、関東8人、北陸3人、東海2人、近畿4人、中国四国8人、九州6人)

地方調整官 (北陸・九州各1人)

持続的食料システム戦略推進官 (各1人)

輸出対策推進官 (各1人)

総務管理官 (北陸・東海・近畿・中国四国各1人)

企画調整室

調整官 (各2人)

企画官 (東北4人、関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州各3人)

地域農政調整官 (東北・関東・北陸・東海・近畿・九州各1人、中国四国2人)

デジタル変革推進専門官 (各1人)

総務部

(東北、関東、九州)

総務課

会計課

事業経理官

(各1人)

(北陸、東海、近畿、中国四国)

総務課

会計課

事業経理官

(各1人)

消費・安全部

消費・安全調整官

(各1人)

消費・安全管理官

(各1人)

消費生活課

米穀流通・食品表示監視課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

生産部

農産政策調整官

(各1人)

生産振興課

業務管理課

園芸特産課

畜産課

環境・技術課

経営・事業支援部

経営政策調整官

(各1人)

担い手育成課

輸出促進課

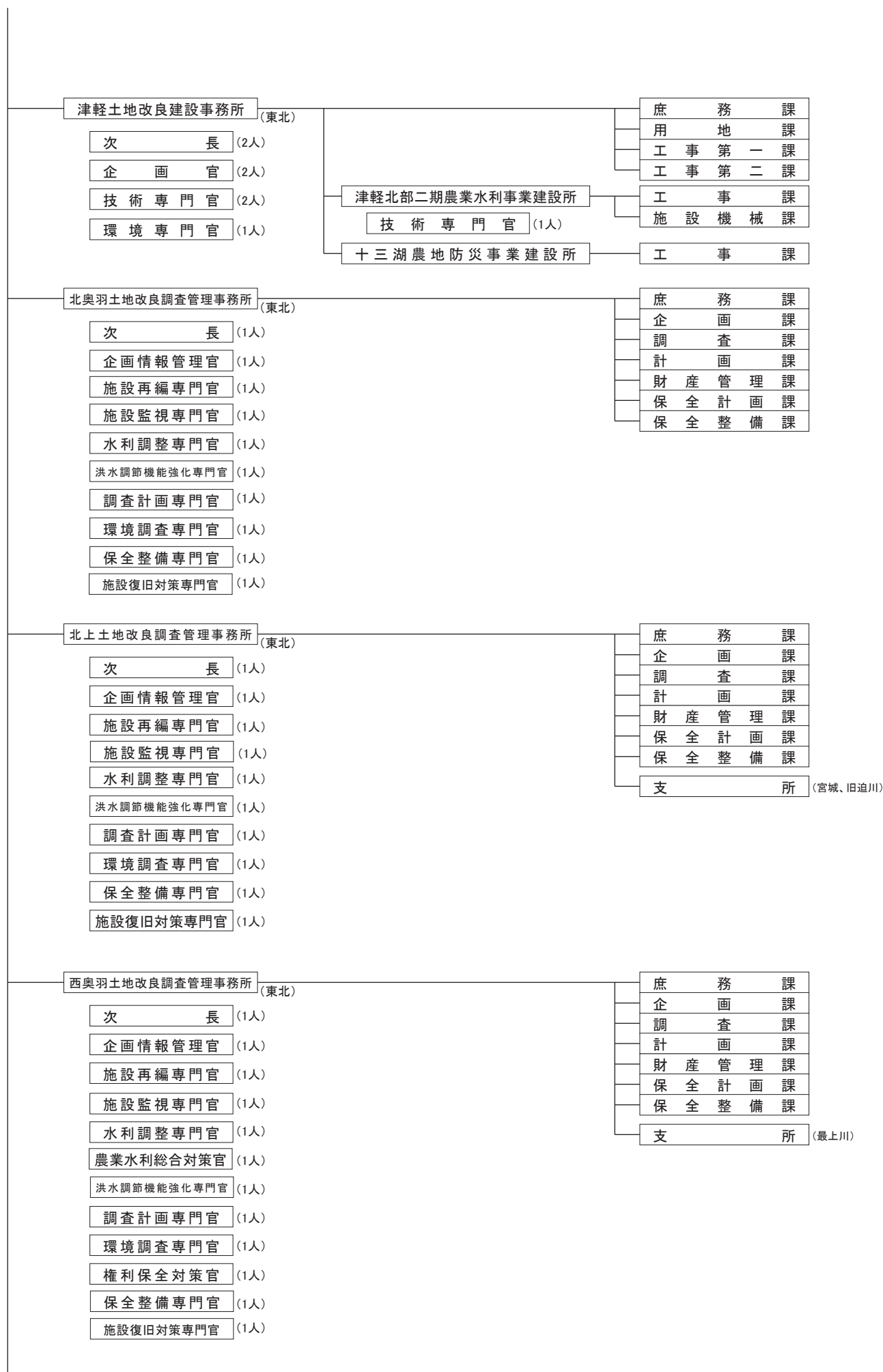
食品企業課

農地政策推進課

経営支援課

農 村 振 興 部	設 計 課
事業管理調整官 (九州1人)	農 村 計 画 課
洪水調節機能強化対策官 (各1人)	都 市 農 村 交 流 課
福島復旧復興対策官 (東北1人)	土 地 改 良 管 理 課
	農 村 環 境 課
	事 業 計 画 課
	用 地 課
	水 利 整 備 課
	農 地 整 備 課
	地 域 整 備 課
	防 災 課

統 計 部	調 整 課
統計管理官 (東北2人、関東・北陸・中国四国 各1人、東海・九州各3人)	統 計 企 画 課
地域統計企画官 (東北・関東・近畿・中国四国・ 九州各1人)	經 営 ・ 構 造 統 計 課
	生 産 流 通 消 費 統 計 課



阿武隈土地改良調査管理事務所 (東北)

次長	(1人)
企画情報管理官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
農業水利総合対策官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

管理所	(羽鳥ダム)
支所	(角田)

利根川水系土地改良調査管理事務所 (関東)

次長	(3人)
企画情報管理官	(1人)
施設再編専門官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(2人)
農業水利総合対策官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
耐震対策専門官	(1人)
管理調整官	(1人)
技術調整官	(1人)
技術情報専門官	(1人)
防災情報管理官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
技術調整課
保全計画課
保全整備課

支所	(鬼怒川、利根川中流)
----	-------------

西関東土地改良調査管理事務所 (関東)

次長	(2人)
企画情報管理官	(1人)
施設再編専門官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
耐震対策専門官	(1人)
管理調整官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

信濃川水系土地改良調査管理事務所 (北陸)

次長	(2人)
企画情報管理官	(1人)
施設再編専門官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
農業水利総合対策官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

西北陸土地改良調査管理事務所 (北陸)

次長	(2人)
企画情報管理官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
管理調整官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

木曽川水系土地改良調査管理事務所 (東海)

次長	(2人)
企画情報管理官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
耐震対策専門官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)
施設管理調整官	(1人)

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
管理所 (犬山頭首工)

淀川水系土地改良調査管理事務所 (近畿)

次長	(2人)
企画情報管理官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)
用地調整官	(1人)

庶務課		
企画課		
調査課		
計画課		
財産管理課		
保全計画課		
保全整備課		
管理所		
〔加古川水系広域農業水利施設総合、川代ダム、鴨川・大川瀬ダム、靴屋ダム〕		
支所	(湖北)	

南近畿土地改良調査管理事務所 (近畿)

次長	(2人)
企画情報管理官	(1人)
施設再編専門官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
耐震対策専門官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)
施設管理調整官	(1人)

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
管理課
管理所 (大迫ダム、津風呂ダム)

中国土地改良調査管理事務所 (中国四国)

次 長	(1人)
企画情報管理官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
耐震対策専門官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)

庶 務 課
企 画 課
調 査 課
計 画 課
財 産 管 理 課
保 全 計 画 課
保 全 整 備 課

四国土地改良調査管理事務所 (中国四国)

次 長	(1人)
企画情報管理官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)

庶 務 課
企 画 課
調 査 課
計 画 課
財 産 管 理 課
保 全 計 画 課
保 全 整 備 課

支 所 (南予用水)

北部九州土地改良調査管理事務所 (九州)

次 長	(4人)
企画情報管理官	(1人)
施設再編専門官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(2人)
施設復旧対策専門官	(1人)
環境保全専門官	(2人)
用地調整官	(1人)

筑後川下流福岡農業水利事業建設所
技 術 専 門 官 (2人)

庶 務 課
企 画 課
調 査 課
計 画 課
財 産 管 理 課
保 全 計 画 課
保 全 整 備 課
環 境 調 整 課

支 所 (熊本、筑後川中流、
駅館川、上場)

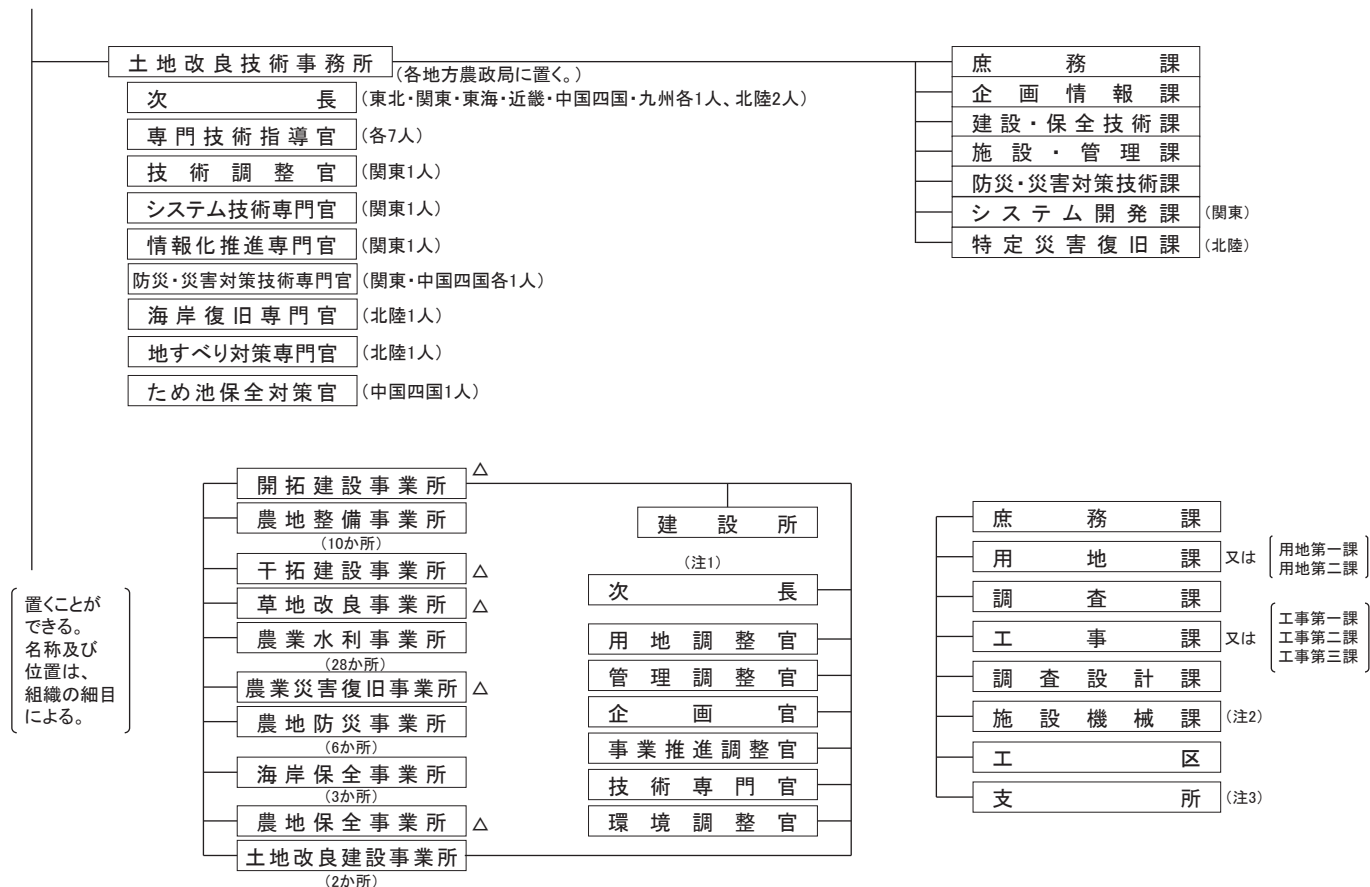
用 地 課
工 事 課

南部九州土地改良調査管理事務所 (九州)

次 長	(2人)
企画情報管理官	(1人)
施設再編専門官	(1人)
施設監視専門官	(1人)
水利調整専門官	(1人)
農業水利総合対策官	(1人)
洪水調節機能強化専門官	(1人)
調査計画専門官	(1人)
環境調査専門官	(1人)
管 理 調 整 官	(1人)
権利保全対策官	(1人)
保全整備専門官	(1人)
施設復旧対策専門官	(1人)
用地調整官	(1人)

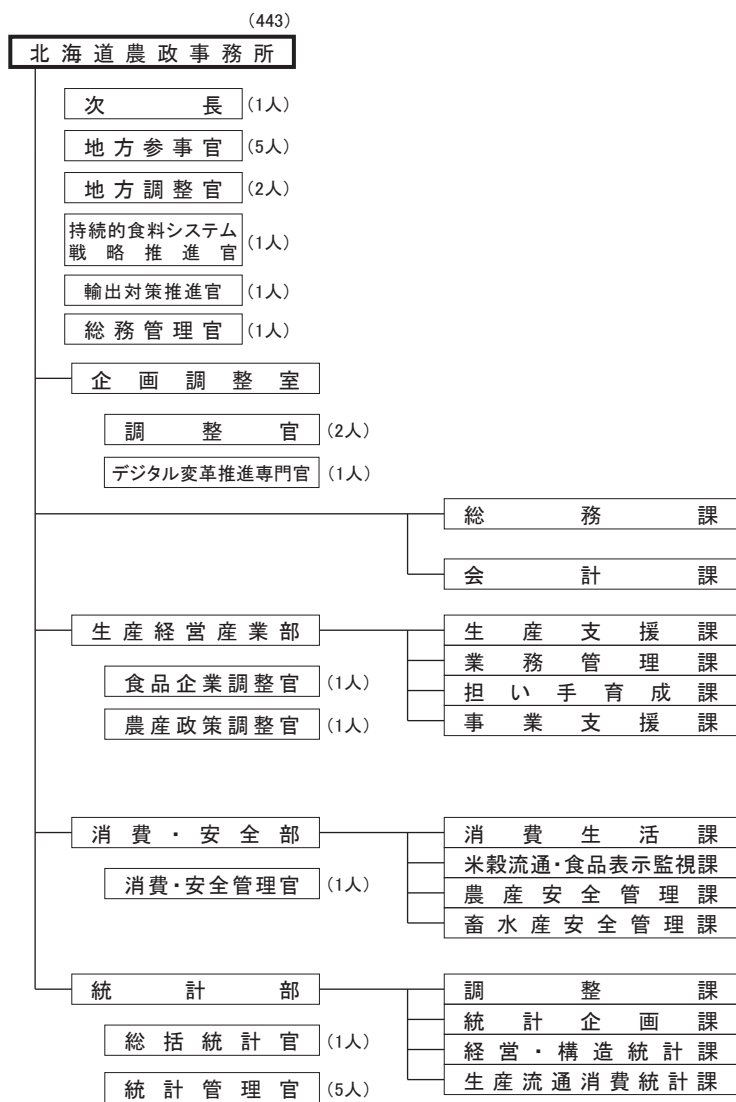
庶 務 課
企 画 課
調 査 課
計 画 課
財 産 管 理 課
保 全 計 画 課
保 全 整 備 課

支 所 (鹿児島、薩摩)



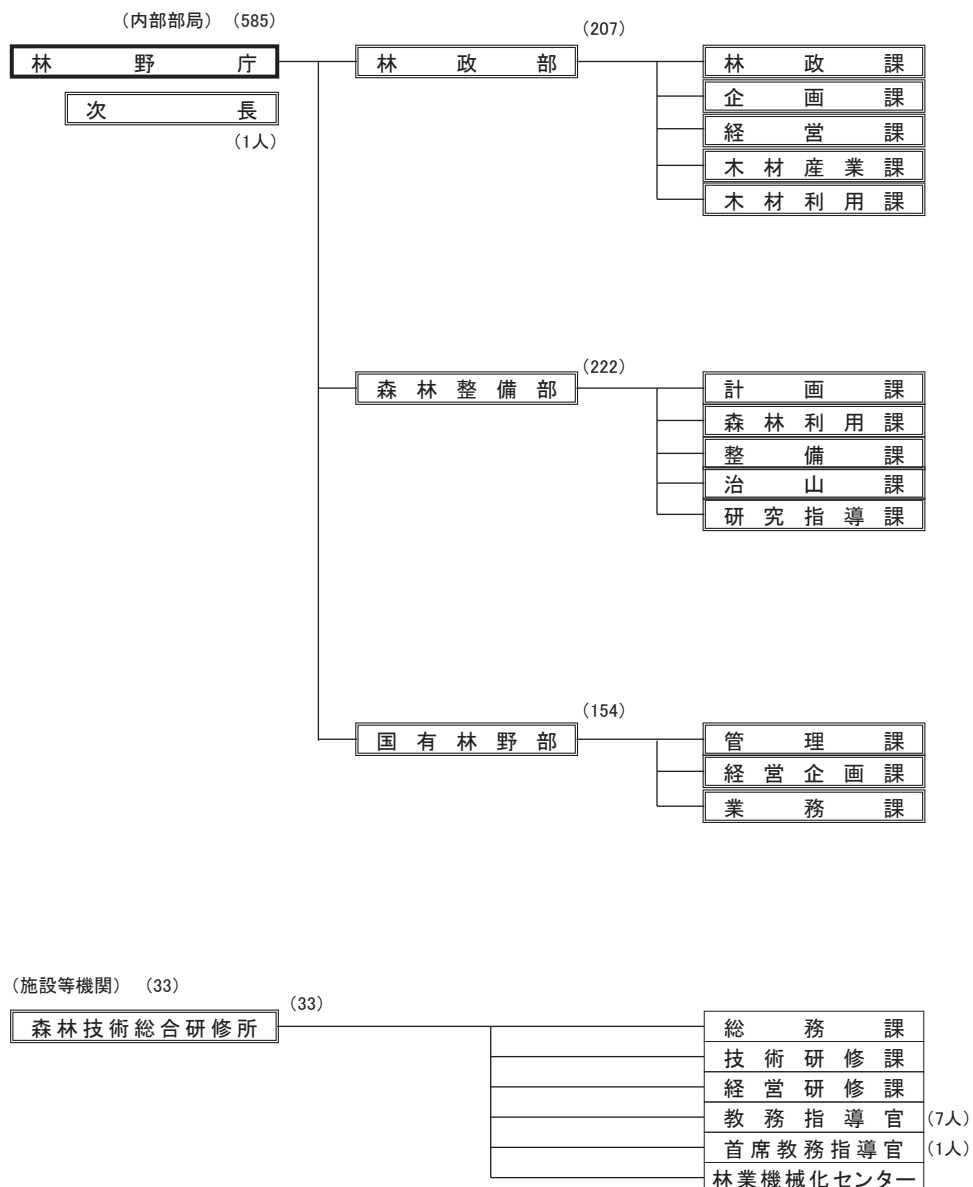
次長 (注1)	平鹿平野(2)、那珂川沿岸(2)、新川流域(2)、新濃尾(3)、印旛沼二期(2)、南周防(2)、加治川二期、筑後川下流右岸(2)、荒川中部、矢作川総合第二期、和歌山平野(2)、河南二期(2)、和賀中央(2)、三方原用水二期、亀岡中部、道前平野(2)、駅館川(2)、栃木南部、茨城中部(2)、岩手山麓(2)、宇城(2)、信濃川左岸流域(2)、八代平野(3)、旭川、最上川下流左岸、河北潟周辺(2)、宍道湖西岸(2)、東条川二期、喜界島、手賀沼、高知南国、岡山南、新津郷用水、八郎潟、水橋
施設機械課 (注2)	新川流域、那珂川沿岸、河北潟周辺、手賀沼、最上川下流左岸
支所 (注3)	矢作川総合第二期(2)、筑後川下流右岸、栃木南部、岡山南

事業所等一覧表	
海岸保全事業所 3か所	玉名横島、西国東、八代
開拓建設事業所 農地整備事業所 10か所	南周防農地整備、亀岡中部農地整備、駅館川農地整備、茨城中部農地整備、東近江農地整備、道前平野農地整備、宍道湖西岸農地整備、 水橋農地整備、高知南国農地整備、宇城農地整備、
農業水利事業所 28か所	那珂川沿岸、平鹿平野、岩手山麓、新川流域、沖永良部、河南二期、印旛沼二期、加治川二期、和賀中央、荒川中部、会津南部、三方原用水二期、旭川、栃木南部、八郎潟、新津郷用水、東条川二期、吉野川北岸二期、喜界島、吉井川、最上川下流左岸、信濃川左岸流域、八代平野、宮崎中部、道前道後用水、一ツ瀬川、山王海葛丸、西濃用水第三期
農地防災事業所 6か所	新濃尾、筑後川下流右岸、矢作川総合第二期、和歌山平野、河北潟周辺、手賀沼
土地改良建設事業所 2か所	岡山南、関川用水

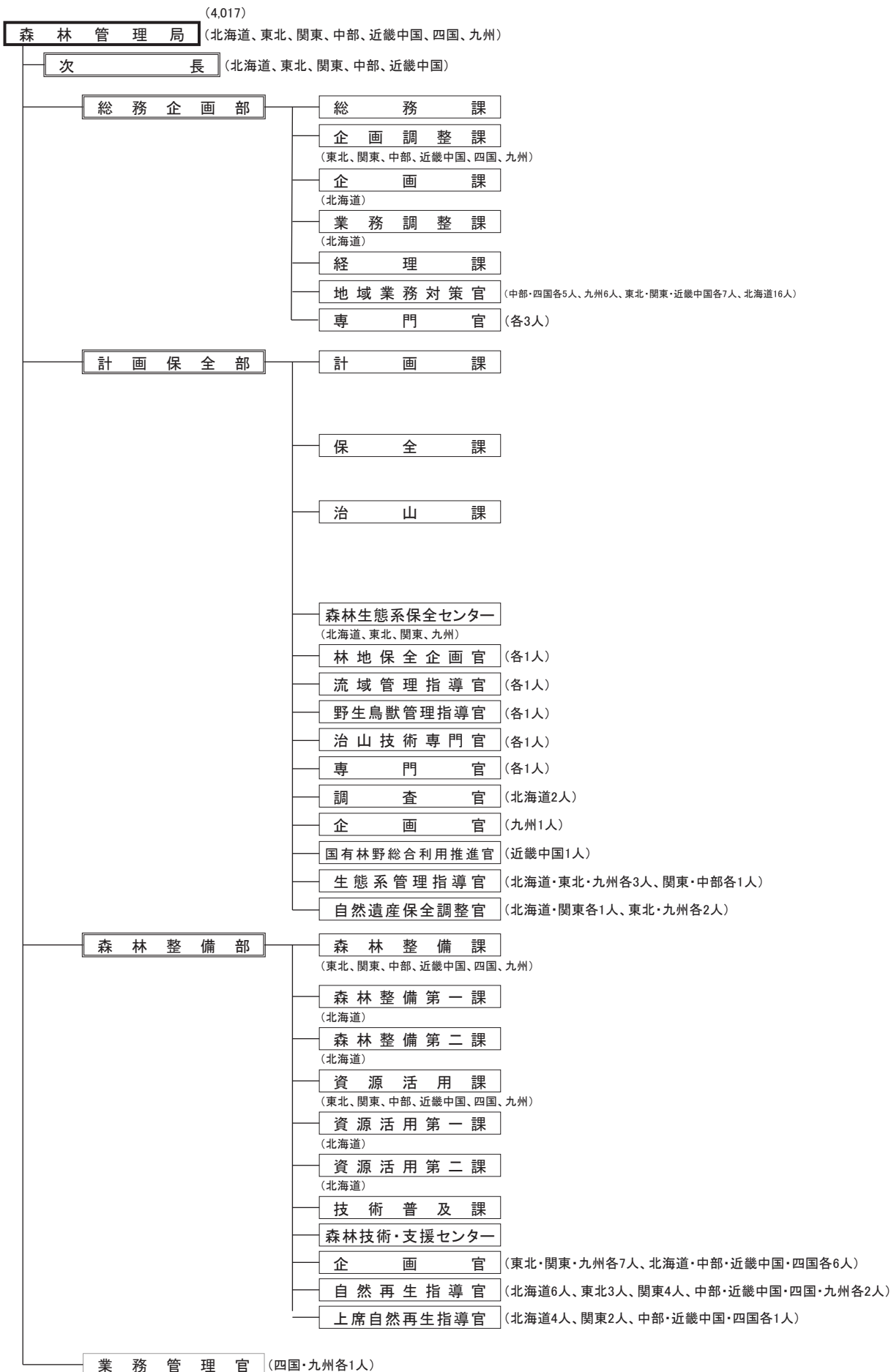


(外局) (5,649)

林野庁 (4,635)



(地方支分部局) (4,017)



森 林 管 理 署

(98か所)

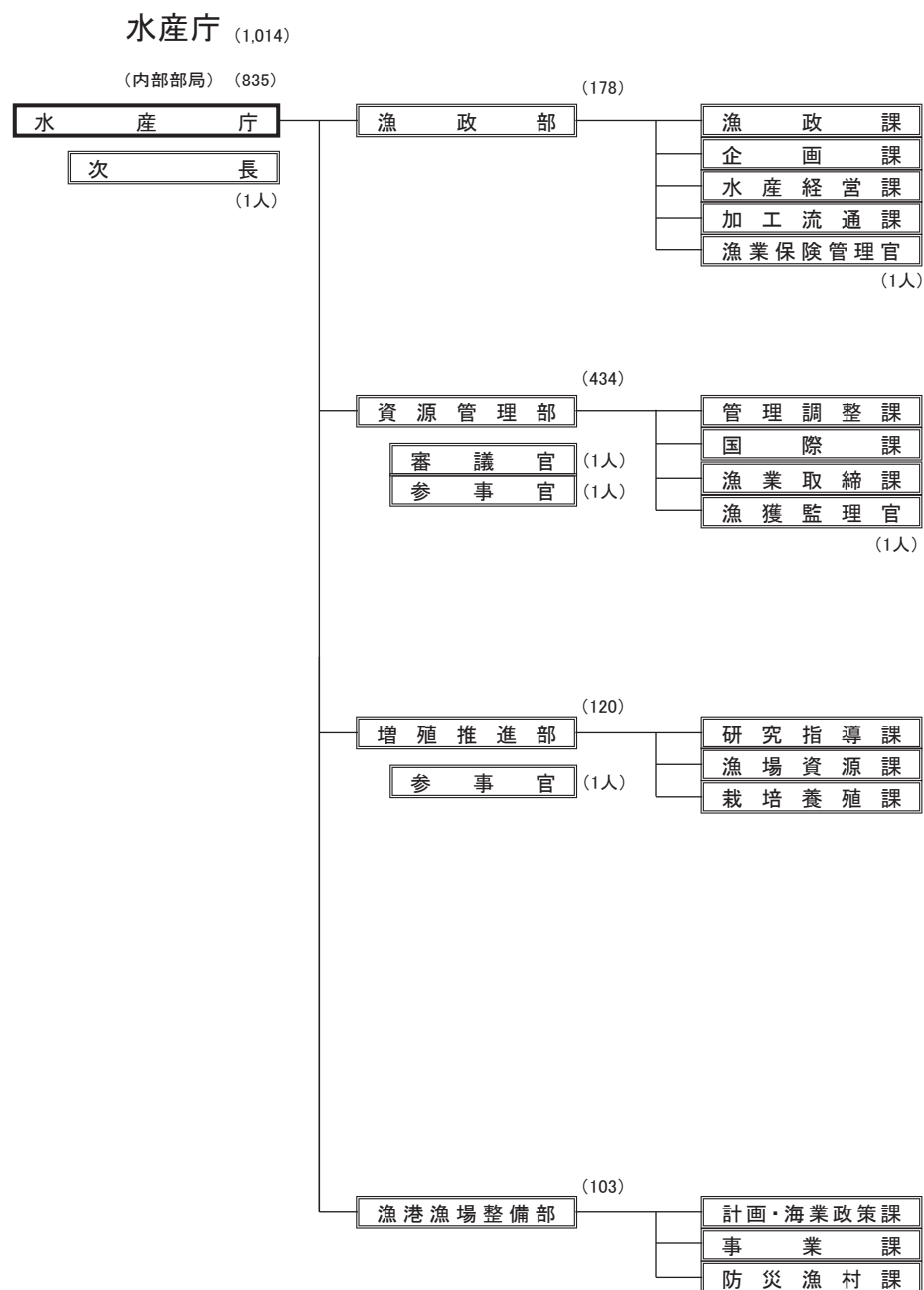
次 長 (各1人)

支 署

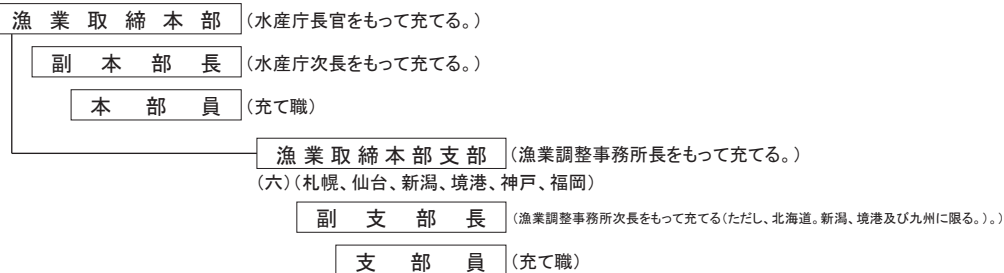
(14か所)

森林管理署 (98か所)
石狩、檜山、上川中部、後志、根釧西部、十勝西部、網走中部、空知、網走南部、留萌南部、胆振東部、宗谷、網走西部、上川北部、根釧東部、上川南部、渡島、留萌北部、日高北部、日高南部、十勝東部、青森、津軽、三八上北、下北、盛岡、三陸北部、三陸中部、岩手南部、岩手北部、仙台、宮城北部、秋田、米代西部、米代東部、由利、山形、置賜、庄内、福島、会津、磐城、棚倉、茨城、日光、塩那、群馬、利根沼田、吾妻、東京神奈川、中越、下越、上越、静岡、天竜、伊豆、富山、北信、中信、東信、南信、木曽、岐阜、飛騨、東濃、石川、福井、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、広島北部、徳島、愛媛、高知中部、安芸、四万十、嶺北、福岡、佐賀、長崎、熊本、熊本南部、大分、大分西部、宮崎、宮崎北部、宮崎南部、西都児湯、鹿児島、北薩、大隅、屋久島、沖縄

森林管理署の支署 (14か所)
東大雪、北空知、西紋別、金木、久慈、遠野、湯沢、上小阿仁、最上、白河、南会津、村上、南木曽、都城



＜点線枠内は訓令によって設置を定められている組織又は職＞



(特別の機関)

太平洋広域漁業調整委員会

委員

(次に掲げる者をもって充てる。①太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人、②太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人、③学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人)

日本海・九州西広域漁業調整委員会

委員

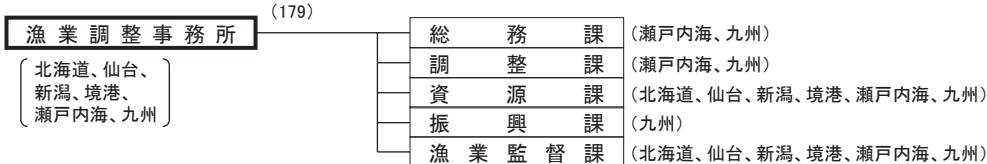
(次に掲げる者をもって充てる。①日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人、②日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人、③学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人)

瀬戸内海広域漁業調整委員会

委員

(次に掲げる者をもって充てる。①瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人、③学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人)

(地方支分部局)(179)



次長	(北海道、新潟、境港各1人、九州2人)
漁業監督指導官	(北海道16人、仙台7人、新潟7人、境港13人、瀬戸内海3人)
上席漁業監督指導官	(北海道、新潟、境港、瀬戸内海各1人)
安全操業調整官	(北海道1人、新潟2人)
資源管理推進官	(北海道、仙台、新潟、境港、九州各1人、瀬戸内海2人)
業務推進専門官	(境港1人)
漁船検査官	(瀬戸内海1人)

漁業監督指導官	(九州37人)
上席漁業監督指導官	(九州1人)
外国漁船管理官	(北海道1人)